

年次有給休暇

- 1 会計年度任用職員の年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）における休暇として、次の各号に掲げる会計年度任用職員に応じて、それぞれ当該各号に定める日数とする。
 - (1) 一の年度の間継続して任用されている会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の1週間の所定勤務日数又は1年間の所定勤務日数及び任用の日から起算した継続勤務期間の区分に応じて別表第1に定める日数
 - (2) 一の年度の間で1年に満たない期間で任用される会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の1週間の所定勤務日数又は1年間の所定勤務日数及び任期の区分に応じて別表第2に定める日数
 - (3) 前号の規定による年次有給休暇を付与された後、同一年度内において引き続き任用された会計年度任用職員 当該年次有給休暇を付与された日から引き続き任用された任期の末日までの日数を任期とした場合の別表第2に定める年次有給休暇の日数から既に付与された当該年次有給休暇の日数を減じた日数
- 2 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間の単位とする。
- 3 新たに採用された会計年度任用職員が請求できる年次有給休暇の日数は、任用の日から6月までは、1月当たり1日を限度とする。ただし、常勤の職員又は非常勤の職員であった者が、任用の中断なく会計年度任用職員に任用された場合はこの限りではない。
- 4 1時間を単位として与えた年次有給休暇を1日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。
- 5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ当該各号に定める日数を翌年に繰り越すものとする。この場合において、端数がある場合は、これを切り捨てた日数とする。
 - (1) 年次有給休暇の残日数が、過去1年間に付与された年次有給休暇の日数（以下この項において「年有給休暇付与日数」という。）を超えない場合 年次有給休暇の残日数
 - (2) 年次有給休暇の残日数が、年有給休暇付与日数を超える場合 年有給休暇付与日数

別表第1

1週間の所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	任用の日から起算した継続勤務期間						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以降
5日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

注 1週間の所定勤務日数が4日以下であっても、1週間の勤務時間が30時間以上である場合の1週間の所定勤務日数は5日とみなす。

別表第2

1週間の所定勤務日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の所定勤務日数		217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
任期	6月以上	10日	7日	5日	3日	1日
	5月以上6月未満	9日	6日	4日	3日	1日
	4月以上5月未満	7日	5日	4日	2日	1日
	3月以上4月未満	6日	4日	3日	2日	1日
	2月以上3月未満	4日	3日	2日	1日	0日
	1月以上2月未満	3日	2日	1日	1日	0日
	1月未満	1日	1日	1日	0日	0日

注 1週間の所定勤務日数が4日以下であっても、1週間の勤務時間が30時間以上である場合の1週間の所定勤務日数は5日とみなす。